

[事案 26-140] 配当買増保険金支払請求

・平成 27 年 5 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の説明どおりの生存保険金および前納預り残金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 9 月に終身保険を契約したが、以下の理由により、契約時の説明どおりの生存保険金および前納預り残金を支払ってほしい。

- (1) 契約の際、募集人から、見積書を提示されて説明を受けたところ、60 歳時に実際に受け取れる生存保険金額は配当金により 1.47 倍となり、前納払いによる前納預り残金も受け取れ、その後 5 年ごとに生存保険金を受け取れるとの説明だった。
- (2) 募集人による説明に加え、営業所長が説明に来た際には、所長自らが計算用紙を携えて、保険料を前納した場合、毎年差し引かれる保険料より前納による利息の方が多く、60 で一定額が受け取れるとの説明だった。また、生存保険金額は一定額に配当金が変わり、実際には約束した金額より多くなると説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 生存保険金の原資となる社員配当金は、バブル経済崩壊以後の厳しい経済情勢のもと、運用利回りが低下し、本件契約の予定利率を大きく下回ったため、見積書記載金額どおりとならなかった。配当数値が変動する旨は、見積書に記載されている。
- (2) 保険料払込後の精算金である前納預り残金についても、配当金同様、前納預り率が契約時の前納割引率を大きく下回っている状況だった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、生存保険金に関する募集人の誤説明等および前納預り残金に関する募集人の誤説明等があったとは認められないが、以下の事情により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 見積書には、前納預り率が変動することを明示した記載がない一方、契約当時の営業所長作成の計算書は、前納預り金の推移についての詳細な計算書となっており、申立人に対し、前納預り残金についてある程度の期待を抱かせたことは十分に考えられる。

<参考>

○生存保険金に関する募集人の誤説明等があったとは認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 定款・約款によると、生存保険金とは、決算において剰余金を生じたときに割り当てられるものであり、その金額は、経済情勢等によって変動するものである。

したがって、本件契約は、確定した生存保険金が支払われるという契約内容になっていない。

(2)見積書には、本件契約の仕組みが図解で説明されており、60歳時の生存保険金に関し、手書きで金額が記載されているが、その金額には「約」が付されている。

また、同見積書には、60歳、65歳、70歳の各時点で終身保険を解約した場合の生存保険金累計額が示されているが、いずれも「約」が付されており、確定した金額が支払われるという記載にはなっていない。

さらに、同見積書には、「記載の配当数値については、当商品のパンフレットにもご説明のとおり、今後変動することがあります。従って将来のお支払額を約束するものではありませんので、ご注意ください」との注意書きが明記されている。

以上の事実と、募集人が複雑な保険契約を説明するに当たっては見積書等の書面の記載内容に沿った説明をするのが通常であり、それに反した説明をすることが考えがたいこと、他に募集人が生存保険金について誤説明をしたことを推認させる証拠がないことからすると、募集人が、60歳時に生存保険金が少なくとも見積書記載の金額で支払われるとの誤った説明をしたとは認められない。

○前納預り残金に関する募集人の誤説明等があったとは認められない理由は、以下のとおり。

(1)前納預り率については、「会社の定めた率で」という約款の文言上、変動することが想定されている。また、その変更の合理性は、前納預り率について記載されている事業方法書の変更の際には、主務大臣の認可が必要とされていることから、行政の監督によって保たれていると言える。

よって、申立人に、前納預り率年8%で計算した前納預り残金の請求権が発生するものとは解釈できない。

(2)見積書によると、60歳時の老後設計資金（生存保険金）の欄に、「+前納残」として、金額が手書きで記載されていることが認められる。また、計算書は、前納金を年8%の利率で預かった場合に、前納預り残金がどのような推移になるかを計算した書面である。

しかしながら、計算書は、説明用のメモと認められるものであって、その内容も、それ自体では、契約当時における利率で前納金を預かった場合にどのようになるかを計算したにすぎないものであり、預り利率が将来変動せず、募集人等が記載の確定した金額を返金する旨の説明をしたとまでは認められない。また、見積書の金額の記載も、当時の預り利率で計算した前納預り残金を示すものであり、これのみでは、預り利率が変動せず、前納預り残金が確定した金額になることを説明したものとまではいえない。